

● 農振除外

農振除外とは、利用が規制されている農業振興地域内の農地を、宅地や駐車場等にした場合に行う農業振興地域の農用地区域の指定を外す手続きのことです。

この手続きの後、農地法に基づく転用許可申請を行い、その許可書の交付を受けて初めて農地の地目を変更することができます。

● 手続きの流れ

市農林課に申請をし、変更内容が農振法に定める「周辺農業に支障を及ぼさない」などの農振除外の要件（下記参照）を満たす場合のみ除外が認められ、転用が可能になります。県などの農業関係団体との協議・調整の結果、必要な要件についての同意を得られた場合、その土地について農地以外に利用することができます。

※注意※

- ・ 申請のすべてが認可されるとは限りません。
- ・ 協議におおむね半年程度の期間を要し、協議の過程で除外不相当とされる場合があります。
- ・ 除外後、農地転用の予定がある方は、農地転用の手続きも必要となります。事業計画には十分に余裕をもってください。

● 農振除外の要件

（主な要件）

- ・ 農用地区域以外に代替できる土地がない
- ・ 除外面積は必要最小限である
- ・ 農地の集団性（おおむね 10 ヘクタール以上）を崩したり、農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・ 農地の利用集積の際に支障が出るおそれがない
- ・ 土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に著しく支障を及ぼすおそれがない
- ・ 土地改良事業などを行った区域内では、事業完了から 8 年以上経過している
- ・ 転用の目的が確実に実現できる

※この計画見直しから 5 年間は、原則として農振除外ができません。

● 問い合わせ、申請について

事業内容や農地状況により申請の際の提出書類が異なります。

詳しくは市農林課（TEL：0195-23-0180）へお問い合わせください。